[自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転 の業務特別教育カリキュラム]

<対象者>

自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務従事者

<根拠法令>

労働安全衛生法第59条(安全衛生教育) 労働安全衛生規則第36条1号(特別教育を必要とする業務)

<カリキュラム>

講習 内容	1. 自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具 等に関する知識	2.	0 時間
	2. 自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法 に関する知識	1.	0 時間
	3. 関係法令	1.	0時間
	4. 実技(自由研削用といしの取付け・取扱い方法 及び自由研削用といしの試運転方法)	2.	0 時間
	合計	6.	0 時間